

預金積金共通規定

1. (届出事項の変更、通帳(証書等)の再発行等)

- (1) 通帳、証書、定期積金掛込明細、契約の証(以下「通帳(証書等)」といいます。)や印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所、在留期限、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

- (2) 通帳(証書等)または印章を失った場合の預金の払戻し、解約、元利金の支払い、または通帳(証書等)の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名(名称)、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 通帳(証書等)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設の際には、当金庫は法定で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当金庫は法定で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

3. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または暗証)を届出の印鑑(または暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。なお、個人のこの預金の取引において預金者(積金契約者)は、盗取された通帳(証書等)を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

4. (盗難通帳(証書等)による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳(証書等)を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者(積金契約者)は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳(証書等)の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、預金者(積金契約者)より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者(積金契約者)の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者(積金契約者)に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳(証書等)が盗取された日(通帳(証書等)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳(証書等)を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者（積金契約者）の重大な過失により行われたこと

B 預金者（積金契約者）の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者（積金契約者）が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳（証書等）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金（積金）について預金者（積金契約者）に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者（積金契約者）が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金（積金）にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書等）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者（積金契約者）が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

5. （譲渡、質入れ等の禁止）

(1) 普通預金、定期預金および定期積金（以下「積金」といいます。）等その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの取引の通帳（証書等）は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

6. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金積金口座は、第7条第1項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第1項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金積金口座の開設をお断りするものとします。

7. （解約、書替継続等）

次の各号の一にでも該当し、預金者（積金契約者）との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者（積金契約者）が口座開設（契約）申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者（積金契約者）が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者（積金契約者）が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

8. （取引の制限等）

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したとき、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。

- (4) 第 1 項および第 3 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは、経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合や、公序良俗に反する行為に利用され、または抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第 1 項から第 4 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと判断した場合、当該取引の制限を解除します。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上